

堺市立総合医療センター  
手術室清掃及び手術室補助業務委託事業者  
募 集 要 項



平成30年11月

地方独立行政法人堺市立病院機構

# I 募集要項

## 1 目的

堺市立総合医療センターの手術室における高度な衛生環境の維持及び手術を安全かつ円滑に手術をおこなうための環境整備を実施する事業者（以下「事業者」という。）を募集し、公募型プロポーザル方式により、当機構と優先的に契約交渉を行う者（以下「優先交渉権者」という。）を選定します。

## 2 業務の概要

### (1) 委託業務名

堺市立総合医療センター手術室清掃及び手術室補助業務

### (2) 委託内容

「Ⅲ 堺市立総合医療センター手術室清掃及び手術室補助業務委託業者基本仕様書」及び

「Ⅳ 堺市立総合医療センター手術室清掃及び手術室補助業務仕様書」のとおり

※本仕様書は手術室清掃及び手術室補助業務における最低限の水準を示したものであり、事業者から本要綱で定めるものを上回る企画提案を求めます。

### (3) 業務の契約期間、契約形態

#### ① 契約期間

平成31年4月1日から平成35年3月31日までとする。

#### ② 契約形態

事業者と法人の間において、業務委託契約を締結する。

### (4) 業務場所

堺市西区家原寺町1丁1番1号

堺市立総合医療センター 3階手術室エリア 他

## 3 参加資格要件

次の要件をすべて満たす事業者が参加することができます。

(1) 仕様書等の内容を理解し、信義に従い誠実に業務を遂行する能力を有する者。

(2) 国内において過去3年以内に許可病床300床以上の急性期病院で、手術室清掃業務等を直接受注し、継続して1年以上遂行した実績を有する者。

(3) 国税及び地方税の未納がない者。

(4) 地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程（平成24年）第3条の規定に該当しないもの。

地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程

（一般競争入札に参加する者の資格）

第3条 会計規程第40条第1項で規定する契約責任者は、一般競争入札に、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者（会社更生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

(7) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第1号から第3号に該当しない者。

#### 4 スケジュール（予定）

事業者の選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりです。

募集公告	平成30年11月30日（金）
募集要項の配布	平成30年11月30日（金）～平成30年12月13日（木）
質問書の受付	平成30年11月30日（金）～平成30年12月14日（金）
質問書の回答	平成30年12月18日（火）
参加申請書の受付	平成30年11月30日（金）～平成30年12月20日（木）
参加資格の確認結果通知	平成30年12月25日（火）
企画提案書の受付	平成30年12月25日（火）～平成31年1月10日（木）
1次審査結果通知	平成31年1月中旬（予定）
2次審査（プレゼンテーション）	平成31年1月下旬（予定）
事業者（優先交渉権者）選定結果の通知	平成31年2月上旬（予定）
優先交渉権者との契約交渉	平成31年2月上旬～平成31年2月下旬（予定）
業務引き継ぎ及び研修期間	平成31年2月上旬～平成31年3月下旬（予定）

#### 5 参加手続き

##### （1）募集要項等の配布

###### ア 配布期間

応募書類は、平成30年11月30日（金）午前9時から平成30年12月13日（木）午後5時までの間に当機構ホームページからダウンロードしてください。

※函面は、ダウンロードできません。希望者には、下記イに記載の配布場所にて配布します。

###### イ 配布場所

〒593-8304 堺市西区家原寺町1丁1番1号 4階 管理課

平日午前9時から午後5時まで

##### （2）質問及び質問に対する回答

###### ア 受付期間

平成30年11月30日（金）～平成30年12月14日（金）

###### イ 方法

①「募集要項等に関する質問書（様式第4号）」を電子メールでご提出ください。（送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします）電話・来訪など口頭による質問は受け付けいたしません。

②質問の内容は、簡潔明瞭かつ必要最小限なものとしてください。

③質問書に対する回答は、平成30年12月18日（火）に当機構ホームページにて回答します。

ウ 提出先

地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター 管理課

TEL 072-272-9958

Eメール [jimukyoku@sakai-hospital.jp](mailto:jimukyoku@sakai-hospital.jp)

(3) 参加申請書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を持参又は郵送（書留に限る）により各1部提出してください。なお、参加申請書等必要書類が提出期限までに到達しなかった場合、企画提案書の提出を行うことはできません。

ア 提出書類

- ①参加申請書（様式第1号）・・・・・・・・必要事項を記入し、押印等をしたうえで提出すること
- ②実績一覧表（様式第2号）
- ③会社概要（様式第3号）・・・・・・・・会社案内、パンフレット等があれば添付すること
- ④登記事項証明書又は商業登記簿謄本・・・・・・・・直前3か月以内に発行されたもの。写し可
- ⑤財務諸表類の写し・・・・・・・・直近で貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの
- ⑥直近の国税の納税証明書・・・・・・・・各税目に未納の税額が無いことの証明。写し可
- ⑦直近の地方税の納税証明書・・・・・・・・各税目に未納の税額が無いことの証明。写し可
- ⑧返信用封筒返信先・・・・・・・・「様」、「御中」を記載し82円切手を貼付したもの

イ 提出期間及び方法

平成30年11月30日（金）～平成30年12月20日（木）

持参による受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く平日午前9時から午後5時まで

郵送（書留に限る）の場合は平成30年12月20日（木）必着

ウ 提出先

〒593-8304 堺市西区家原寺町1丁1番1号

地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター 管理課

エ 参加資格の確認結果通知

審査の結果は、平成30年12月25日（火）に通知します。

オ その他

参加申請書提出後、参加を辞退する場合は、平成30年12月21日（金）までに「辞退届（様式第8号）」を提出すること。なお、上記の辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められません。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書等を持参又は郵送（書留に限る）により、正1部、副5部（副は複写可）の計6部を提出してください。

ア 提出書類

- ①提案書類提出届（様式第5号）
- ②企画提案書（様式第6号）
- ③見積書（様式第7号）

イ 提出期限及び方法

平成30年12月25日（火）～平成31年1月10日（木）

持参による受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く平日午前9時から午後5時まで

郵送（書留に限る）の場合は平成31年1月10日（木）必着

ウ 提出先

〒593-8304 堺市西区家原寺町1丁1番1号

地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター 管理課

エ その他

- ・参加1者につき、提案は1件のみとします。
- ・書類の内容について、確認又は問い合わせを行うことがあります。
- ・提出後の追加、修正は認めませんが、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

## 6 企画提案書の審査

### (1) 選定方法

- ア 1次審査として書類審査を実施し、上位3者を選定します。上位3者を対象に2次審査（プレゼンテーション）を実施します。（1次審査で3者未満の場合、全ての参加団体を対象に2次審査を実施します。）
- イ 1次審査の結果は、平成31年1月中旬（予定）に全参加者に文書で通知します。また、これと同時に2次審査の対象となる者に日程等についてお知らせします。

### (2) 選定基準

選定基準は、「V 添付資料」のとおりとする。

### (3) 選定結果の通知等

2次審査の結果は、平成31年2月上旬（予定）に通知します。

### (4) 優先交渉権者の決定

- ア 審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉権者として決定します。
- イ 審査の結果、第2位の企画提案を行った者を次点者とします。
- ウ 審査の結果、最終得点が満点の60%以上に達しないときは、優先交渉権者として適格者なしとします。
- エ 優先交渉権者が、当該事業の手続きもしくは事業を継続できない場合において、当機構に損害が発生したときは、優先交渉権者がその損害を賠償するものとします。このとき損害賠償額については、当機構と協議のうえ定めるものとします。

### (5) 契約締結

選定された企画提案内容にて直ちに契約を締結するものではなく、優先交渉権者と企画提案内容に沿って業務内容及び金額等について協議・調整を行い、双方の合意に至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。なお、優先交渉権者との協議が不成立、辞退、虚偽の判明による失格等があった場合は、次点交渉権者と同様の協議を行います。

## 7 失格要件

審査の上、次の項目に該当すると認められる場合は失格とします。

- (1) 本募集要項に定める資格要件を満たしていない場合
- (2) 企画提案書等の内容が、法令違反等著しく不相当である場合や仕様書に示す要件を満たしていない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類に不備や虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく社会的信用を損なう等により事業者としてふさわしくないと当機構が判断した場合
- (5) 業務の履行が困難と当機構が判断した場合
- (6) 2件以上の提案があった場合

(7) 審査の公正性、公平性に影響を与える行為があった場合

## 8 その他

- (1) 参加に関して必要となる一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 提出された書類は当機構の保管文書として取り扱います。(原則として情報公開の対象となります) なお、参加者の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した者に帰属しますが、情報公開する場合は、当機構の参加者の書類の全部または一部を無償使用できるものとします。
- (5) 契約後において、提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがあります。

## 9 お問い合わせ先

地方独立行政法人堺市立病院機構

堺市立総合医療センター 管理課

〒593-8304

TEL 072-272-9958

FAX 072-272-9911

Eメール jimukyoku@sakai-hospital.jp